

鳥取県生活環境部指定管理候補者審査委員会報告書
(天神川流域下水道)

生活環境部指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり天神川流域下水道の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査した。

1 指定管理候補者(指名)

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 理事長 長谷川 正敏
東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜1517番地

2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

2,821,962,000円・・・(1) (債務負担行為限度額 2,823,965,000円)
〔参考〕単年度委託料(平均値)の額 ((1) ÷ 5年) 564,392,400円

4 審査結果

天神川流域下水道の指定管理者の指定にあたっては、上記団体を指名して、審査委員会において総合的に審査し、特に施設設備の長期安定使用のための日常的、定期的な点検整備の体制、電力使用量低減の工夫、火災等事故の予防・消防体制、緊急時の対応について評価できるとされ指定管理候補者として適当であると認められるとの結果であった。

5 審査の経緯

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社から提出された事業計画書等の審査及び面接を実施し、あらかじめ定めた審査項目ごとに審査を行った。

(1) 審査委員

氏名	所属等
新井 直樹 (委員長)	鳥取環境大学経営学部経営学科准教授
林原 政幸	税理士
加藤 勝茂	元鳥取市環境下水道部長
青木 由紀子	湯梨浜町商工会女性部長
藪田 千登世 (副委員長)	鳥取県生活環境部くらしの安心局長

(2) 開催経緯

- ア 第1回審査委員会；平成25年7月29日（月）
指定管理者制度及び天神川流域下水道の概要説明、審査要項、審査基準等の審議
- イ 第2回審査委員会；平成25年9月17日（火）
面接審査の実施後、審査基準に照らした審議、指定管理候補者の審査

(3) 審査基準

	審査基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (指定管理者を希望する理由) (管理運営の方針)	(必須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	①管理の基準 (業務時間の設定) (個人情報保護への対応、情報の公開への対応) ②施設設備の維持管理の基準 (長期安定使用のための維持管理の考え方と対応) (省エネルギー、省資源、資源の再利用、周辺環境への配慮の取組等) ③業務の外部委託 (外部委託の考え方、委託先の選定方法等) ④事故事件の防止措置、緊急時の体制・対応	55
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	①管理経費の効率化の考え方 ②収支計画の見通し	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	①公社の財政基盤、経営基盤 ②組織及び職員の配置等 ③関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ④公社の社会的責任の遂行状況 (障がい者の雇用、男女共同参画推進企業の認定、ISO・TEASの認証等) ⑤当該施設の管理運営状況の実績評価	25

(4) 審査結果（面接審査及び書類審査）

区 分	配 点	(公財)鳥取県天神川流域下水道公社
審査基準1	適格/不適格	適 格
審査基準2	5 5	4 2. 0
審査基準3	2 0	1 2. 4
審査基準4	2 5	1 5. 5
合 計	1 0 0	6 9. 9

※点数は委員5名の平均

<p><審査項目に対する評価及び意見等について></p> <p>審査基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】</p> <p>○管理の基本的な考え方の適合性 . . . (適合する)</p> <p>審査基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】</p> <p>①管理の基準 . . . (評価できる)</p> <p>②施設設備の維持管理の基準 . . . (やや評価できる)</p> <p>③業務の外部委託 . . . (やや評価できる)</p> <p>④事故事件の防止措置、緊急時の体制・対応 . . . (評価できる)</p> <p><主な意見等></p> <p>・環境技術の進歩、発展は著しいため、先進施設等の動向を踏まえた運営管理を望む。</p> <p>審査基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】</p> <p>①管理経費の効率化の考え方 . . . (やや評価できる)</p> <p>②収支計画の見直し . . . (やや評価できる)</p> <p>審査基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】</p> <p>①公社の財政基盤、経営基盤 . . . (やや評価できる)</p> <p>②組織及び職員の配置等 . . . (やや評価できる)</p> <p>③関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</p> <p>④公社の社会的責任の遂行状況</p> <p>・障がい者の雇用[常用労働者数が少なく雇用義務なし]</p> <p>・男女共同参画推進企業の認定 . . . (認定済)</p> <p>・I S O ・ T E A S の認証等 . . . (T E A S II 種認証済)</p> <p>⑤当該施設の管理運営状況の実績評価</p> <p><主な意見等></p> <p>・職員の年齢構成上やがて若い職員が必要となるが、その際スムーズな移行を図る必要あり。</p> <p>・施設の性格上、人事の硬直化が生じているのは仕方ない部分があるが、職員研修等資質面のスキルアップも一層図られたい。</p> <p>・H25.7に倉吉労働基準監督署の査察による有機溶剤使用に伴う作業環境測定、健康診断に係る是正勧告については、是正報告書も監督署に受理され、改善されているとの評価。</p> <p>・H24実施の県の包括外部監査において報告された事項(指摘事項3件、意見7件)については、改善策、外部有識者による調査が実施され、改善措置が講じられているとの評価。</p>	
総合評価	天神川流域下水道の指定管理候補者として適当と認められる。

※評価の目安 5:高く評価できる 4:評価できる 3:やや評価できる 2:普通 1:評価できない

6 指定管理候補者の事業計画の主な内容

(1) 施設の維持管理、運転管理

- 施設の運転管理は、通年終日稼働する。
- 長期安定使用のため、予め定めたマニュアルに基づき、日常的、定期的に点検、調整を行い、必要に応じて整備を行う。
- 省エネルギーについて、水処理における空気送風量の適正化、汚泥の濃縮化の工夫等により、電力量の低減を図るとともに、T E A S II 種に沿ってそれらの低減目標を定め取組を進める。
- 火災等事故の予防・消防、緊急時の体制について、消防計画、緊急時の運転計画等を定め、的確に対応を行うとともに、緊急時には実施体制を編成する。

(2) 経費効率化のための取組

- 複数年契約を活用して電力、設備点検業務など各種経費の削減を図る。
- 委託等で類似性があるものは集約し、経費低減を図る。
- 設備機器の故障修理は、可能なものは公社直営で行うとともに、部品交換周期を随時見直して経費節減を図る。